

# 報酬等基準 早見表（抄）

## 民事事件の着手金および報酬金

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%及び消費税	16%及び消費税
300万円を超え300万円以下の場合	5%+9万円 及び消費税	10%+18万円 及び消費税
3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円 及び消費税	6%+138万円 及び消費税
3億円を超える場合	2%+369万円 及び消費税	4%+738万円 及び消費税
経済的利益が算定不能の場合	53万9000円 (消費税抜49万円)	107万8000円 (消費税抜98万円)

(ただし、30%の範囲内で増減額することができる。)

## 契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%及び消費税	4%及び消費税
300万円を超え300万円以下の場合	1%+3万円 及び消費税	2%+6万円 及び消費税
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+18万円 及び消費税	1%+36万円 及び消費税
3億円を超える場合	0.3%+78万円 及び消費税	0.6%+156万円 及び消費税

(ただし、30%の範囲内で増減額することができる。)

## 家事事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	それぞれ20万円以上50万円以下 及び消費税	
離婚調停事件	それぞれ20万円以上50万円以下 及び消費税	
離婚訴訟事件	それぞれ30万円以上60万円以下 及び消費税	

## いわゆるクレサラ事件

事件の種類	着手金	報酬金
非事業者の自己破産事件	20万円以上及び 消費税	原則としていただき ません
小規模個人再生事件 および給与所得者等再生事件	30万円以上及び 消費税	原則としていただき ません
非事業者の任意整理事件	債権者1者あたり 2万円以上5万円 以下	原則としていただき ません ただし、過払金返還を 受けた金額につき 20%及び消費税

## 手数料

### (1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
即決和解	示談交渉 を要しな い場合	300万円以下の場合 11万円（消費税抜10万円）
		300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円及び消費税
		3000万円を超え3億円以下の場合

		0.5%+22万円及び消費税
	3億円を超える場合	0.3%+82万円及び消費税

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
契約書類および これに準じる書 類作成	非定型	基本	300万円以下の場合 11万円（消費税抜10万円）
			300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円及び消費税
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円及び消費税
			3億円を超える場合 0.1%+88万円及び消費税
遺言書作成 家族信託契約書 作成	非定型	基本	300万円以下の場合 22万円（消費税抜20万円）
			300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円及び消費税
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円及び消費税
			3億円を超える場合 0.1%+98万円及び消費税
遺言執行	基本	300万円以下の場合 33万円（消費税抜30万円）	
		300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円及び消費税	

		3000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円及び消費税
		3億円を超える場合 0.5%+204万円及び消費税

## 刑事事件

### (1) 被疑者

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	20万円以上50万円以下 及び消費税
上記以外の事件	20万円以上及び消費税
再審請求事件	20万円以上及び消費税

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	不起訴	20万円以上50万円以下 及び消費税
	求略式命令	20万円以上50万円以下 及び消費税
上記以外の事件	不起訴	20万円以上及び消費税
	求略式命令	20万円以上及び消費税

### (2) 被告人

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	20万円以上50万円以下 及び消費税
上記以外の事件および再審事件	20万円以上及び消費税

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	刑の執行猶予	20万円以上50万円以下 及び消費税

	求刑された刑が軽減された場合	20万円以上50万円以下 及び消費税
上記以外の事件 および再審事件	無罪	50万円以上及び消費税
	刑の執行猶予	20万円以上及び消費税
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	検察官上訴が棄却された場合	20万円以上及び消費税

#### 少年事件

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前 および送致後	それぞれ20万円以上50万円以下 及び消費税
抗告、再抗告および 保護処分の取消	それぞれ20万円以上50万円以下 及び消費税

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	20万円以上及び消費税
その他	20万円以上50万円以下 及び消費税